

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>障害者総合支援法の見直しに伴う税制上の所要の措置  (国税13)(法人税:義)(所得税、消費税、登録免許税、相続税、贈与税、地価税、国税徴収法:外)</p> <p>(地方税10)(法人住民税、事業税:義)(個人住民税、不動産取得税、固定資産税、事業所税、地方消費税、特別土地保有税、徴収規定、地方消費税:外)</p>
2	要望の内容	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)については、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律(平成24年法律第51号。「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改称。以下「整備法」という。)の施行後3年(平成28年4月)を目途として、障害福祉サービスの在り方等について検討を加え、所要の措置を講ずることとされていることから、当該措置に伴い、税制上の所要の措置を講ずる。</p>
3	担当部局	社会・援護局障害保健福祉部企画課
4	評価実施時期	平成27年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	新設
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》  全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援の充実を図る。</p> <p>-----</p> <p>《政策目的の根拠》  全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、整備法の附則第3条において、整備法の施行後3年(平成28年4月)を目途として、以下の事項について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方</li> <li>・ 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方</li> <li>・ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方</li> <li>・ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方</li> </ul>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>(基本目標Ⅷ) 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること</p> <p>(施策目標1) 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること</p>
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援の充実を図る。</p>
<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 —</p>		
<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —</p>		
8 有効性等	① 適用数等	—
	② 減収額	—
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇) —</p>
<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇) —</p>		
<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇) —</p>		
<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇) —</p>		

9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	障害者総合支援法の改正により、障害者総合支援法に基づく現行のサービス体系に変更が生じる見込みである。これに伴い、新たなサービスについても、現行のサービスと公平な税制上の取扱いをするため、税制上の所要の措置を講じることは、利用者やその家族、障害福祉サービス事業者等の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考え。また、税制上の措置を講ずることで、障害者の福祉の増進を実現することができる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—